

令和7年度 福島町議会の評価

評価期間： 令和7年4月～令和8年3月
 評価決定： 令和8年4月24日議会運営委員会

【 評価の分類：○＝「概ね一定の水準にある」 △＝「一部水準に達していない」 ▲＝「取組が必要」

主要評価項目	具体的な項目	過去3年間の評価			R7評価	摘 要
		R4	R5	R6		
1. 議会の 活性度	①一般質問 (人数・項目件数)	○	△	△	△	R7年度の一般質問件数は13人・13項目であり、3人、2件の増となっている。1定例会平均質問者数3.3人(36.7%) (全国6.5人(57.5%)、全道4.8人(46.6%)、渡島管内4.5人(40.9%))となっている。より積極的な一般質問への取組が必要である。
	②質疑・意見交換	○	○	○	○	本会議、常任委員会、予算・決算審査特別委員会等での審議を活発に行っている。常任委員会所管事務調査数は22件(総務教育常任委7件、経済福祉常任委15件)となっている。引き続き質疑・意見交換内容を充実する。(平均質疑者・回数：定例3.3人 8.0回、定例外1.3人 2.5回、委員会5.7人 32.1回) (平均意見交換者・回数：定例3.3人 6.5回、定例外1.0人 1.3回、委員会3.3人 14.9回)
	③討議・討論(本会議)	△	△	△	△	常任委員会所管調査、事前勉強会等の実施により本会議での討議・討論は少ないものとなっているが、引き続き「議員間討議要綱」に基づき、論点・争点を明らかにした討議・討論への取組が必要である。(討議;R6=0件、R7=1件、討論;R6=0件、R7=0件)
	④討議(委員会)	○	○	○	○	各種委員会において質疑・意見交換で出された内容を論点整理した項目に沿って活発な議員間討議を行っている。(R7開催日数：常任委員会=14日、特別委員会=8日)
	⑤議員提案	○	○	○	○	所管事務調査結果を行政側に手交することで議会の考えが政策等に反映されている。一般質問項目、「町民と議員懇談会」意見についても常任委員会で検討したが、所管調査として取組む事案はなかった。
	⑥文書質問	▲	▲	▲	▲	R7年度の実績は1人・2項目であった。これまでも質問が特定の議員に偏り、項目数も低下傾向が続いていることから、政策提案等に向けた文書質問への取組が必要である。(R5=実1人・1項目、R6=実1人・1項目、R7=実1人・2項目)
2. 議会の 公開度	①会議の公開	○	○	○	○	本年度は100%公開し、委員会もライブ中継・録画配信を行っている。
	②審議記録の公開	○	○	○	○	ホームページで全て公開している。
	③審議前会議資料の公開	○	○	○	○	基本的に全て公開している。(議場・ホームページ)
	④議会経費の公開	○	○	○	○	決算内容を含め、交際費・政務活動費などの詳細も全て議会だより・HPで公開している。
	⑤視察報告の公開	○	○	○	○	本会議・ホームページで公開している。
	⑥全員協議会の公開	○	○	○	○	ライブ中継・録画配信を行っている。(R7年度の開催回数：0回)
	⑦会議公開の充実 (ライブ中継)	○	○	○	○	適宜、配信機器の更新を実施し、鮮明な映像配信を行っている。町民要望に応え、スマートフォンでの視聴も可能(R元年度からライブも視聴可能)となっている。全道=100議会(議会中継実施)
3. 議会の 報告度	①議会だより・速報版等の発行	○	○	○	○	議論状況や内容をより分かりやすくまとめ、質疑等の掲載も充実させた。R5.8月発行分から、より詳細な情報を伝えるため記事にQRコードを添付、議会HPとの連動も進めており、R7年度からは議会に町民からの意見をいつでも届けられるようgoogleフォームを活用した意見・質問フォームを開設(QRコード添付)している。全道=単独発行125議会
	②議会ホームページの運用	○	○	○	○	H28年3月に議会ホームページをリニューアル。R5年度にはHPの反応速度を上げる為の改修を行った。引き続き、迅速な公開に努める。全道HP=135議会
4. 住 民 参加度	①各種団体との懇談会の開催(常任委員会の活動)	△	○	△	○	町内団体の状況について、現状を把握するため懇談会を開催。R7年度は「少年体育連盟」「町内介護3事業者」と行った。(懇談会：R5=4回、R6=0回、R7=2回)
	②町民と議員との懇談会の開催(議会報告会)	○	○	○	○	R7年度も議員を3班に分け町内会単位で実施した。開催に当たっては、例年、直近で発行する議会だよりを資料に行っており、特にR7年度は、議会改革調査特別委員会で確認した議員定数等について重点的に意見を聴取した。今後も懇談会の内容・開催方法を検討することとしている。(R6=6日間・17会場77人、R7=6日間・16会場76人) 全道=59議会
	③参画者への対応と参加度	△	△	△	○	参画者にも同様の資料を用意している。討議への参画が課題である。 (R6=定例16人、平均4.0人 定例外7人、平均1.4人) (R7=定例26人、平均6.5人 定例外17人、平均2.8人) (全道平均=定例9.6人、定例外1.2人)
	④休日・夜間議会の開催	○	○	○	○	H19から夜間議会(定例)を開催している。 (参画者R6=8人、R7=9人) 全道=夜間3議会、休日4議会
5. 議会の 民主度	①一般質問の改善(一問一答方式、回数・時間制限廃止)	○	○	○	○	一問一答方式を実施している(H12)。質問回数・時間の制限規定を廃止している(H20)。全道=116議会(一問一答方式採用)
	②説明員との対面方式	○	○	○	○	庁舎建設時から実施している(H6)。全道=133議会
	③一般質問の答弁書配付	○	○	○	○	実施済み(H13.9)。質問に関する的確な(漏れや補足答弁を必要としない)通告書、答弁書となるよう改善に努めている。
	④議会における選挙の改善(正副議長選挙での所信表明)	○	○	○	○	正副議長選出の際の所信表明を議会基本条例(H20)で規定している。

※1「討論」とは、議会の本会議において、表決の前に、議題となっている案件に対し、議員個々が賛成か反対の意見を述べ意思を表明すること。